

第2種共同漁業権行使規則（案）

令和 年 月策定

〇〇漁業協同組合

漁業協同組合
共第 号第2種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、 漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する○共第 号第2種共同漁業権(以下「○共 号」という。)の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 ○共 号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資 格
地びき網漁業	(注:関係地区の名を挿入)内に住所を有する組合員であって左記漁業に経験があること。
小型定置網漁業	(注:関係地区の名を挿入)内に住所を有する組合員であって左記漁業に 年以上経験のある者であること。

(備考)ア.組合員としての年数や当該漁業の経験年数等組合の実情に応じて定めること。

イ.組合の地区(組合法第18条第1項及び第32条第1項第3号)と関係地区(法第62条第2項第1号へ)が異なる場合には、資格として「 (関係地区の名を挿入)に住所を有する個人である組合員である」旨を規定しておくこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会の設置)

第4条 ○共 号の適切な管理及び行使を図るため、組合に、○共第 号 漁業権管理委員会(以下「管理委員会」と総称する。)を置く。

(備考)管理委員会は、実情に応じて設置する。管理委員会を設置しない場合には、第4条、第5条、第7条第2項及び第3項並びに第9条を削り、第6条第2項中「、第4条に規定する管理委員会の意見を聴き」を削り、第7条第1項及び第8条中「管理委員会」を「理事」とすること。

(管理委員会の構成)

第5条 管理委員会は、第2条に規定する漁業を営む資格のある者が、組合員の
中から選出した○名をもって構成する。

- 2 委員の任期は、 年とし、欠員に伴う補充委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 ここに定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は別に定める。

(漁業の方法等)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁業をイ欄の漁具漁法により営む場合は、ウ欄(漁業の方法)、エ欄(漁具の構造・規模)、オ欄(統数)、カ欄(区域)及びキ欄(期間)の範囲内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の 名 称	イ 漁具 漁法	ウ 漁業の 方 法	エ 漁具の構造・規模		オ 統数	カ 区域	キ 期間
			単位当 たりの 構造・規 模	1統 の規 模			
雑魚か ご漁業	同左	延縄式	高さ○cm 以 内	50 個 以内	10 統		9/1 ~ 5/30
雑魚小 型定置 網漁業	同左		垣網長さ 300m 以内		10 統	○ ○ 地先	周年

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、第4条に規定する管理

委員会の意見を聴き、漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

- 3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間、その他、〇共 号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。
- 3 前2項の定めをした漁業以外の漁業について、理事は、第1項の定めをしなければならない。
- 4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示等)

第9条 理事は、管理委員会に係る漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第7条第1項の定めを行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第7条第1項の定めを行うことができる。
- 3 前項の定めは、管理委員会による定めとみなす。
- 4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の決議によらなければならない。

(漁具の制限)

第10条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる漁具を使

用して採捕してはならない。

名 称	禁止漁具

(備考) 漁具の制限を設ける場合に規定する。

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第11条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。

(備考) 操業日数は、操業期間としてもよい。組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第12条 〇共 号の内容となっている漁業を営む組合員は、〇共第 号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単 位	行使料の額
		円
		円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(備考) 経費を賦課する場合は、組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第1項第4号及び第9号の規定により、総会の決議を経なければならない。

漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、組合法に基づく賦課金として適切に対応する。

(違反者に対する措置)

第13条 〇共 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に〇共 号の行使をさせないことができる。

2 〇共 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(備考) 過怠金を科す場合は、組合法第 23 条の規定により定款に定める必要がある。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(備考) 規約で定めることができるのは、この規則の実施規定だけであり、規則で定めるべき内容を定めることや規則の内容の上乗せ措置を定めることはできない。